

平成29年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（平成29年 3月14日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		諸般の報告
日程第 3		一般質問
日程第 4	発議第 1号	新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書の提出について

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 竹 中 進 一 君	2番 堤 俊 昭 君
3番 氏 家 良 美 君	
5番 武 田 修 一 君	6番 須 崎 栄 子 君
7番 椎 名 徳 次 君	8番 秋 山 三 津 男 君
9番 武 藤 勝 圀 君	10番 長 浜 謙 太 郎 君
11番 但 野 裕 之 君	12番 芳 住 革 二 君

◎出席説明員

町 長	小 竹 國 昭 君
副 町 長	中 村 修 二 君
教 育 長	杉 本 貢 君
会 計 管 理 者	堤 秀 文 君
総 務 課 長	中 村 義 弘 君
町 民 生 活 課 長	佐 渡 健 能 君
税 務 課 長	湊 昌 行 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 背 寧 君
建 設 水 道 課 長	坂 東 桂 治 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
企 画 課 長	佐 藤 正 秀 君
教 育 委 員 会 管 理 課 長	工 藤 匡 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 本 政 嗣 君
診 療 所 事 務 長	坂 本 隆 二 君
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	山 下 利 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	新 宮 信 幸 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	山 谷 貴 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	関 口 英 一 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	本 間 浩 之 君
産 業 課 総 括 主 幹	坂 本 博 君
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	長 谷 川 誠 君
収 納 対 策 本 部 次 長	田 村 一 晃 君
税 務 課 総 括 主 幹	杉 山 結 城 君
企 画 課 総 括 主 幹	佐 々 木 京 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

議会事務局副主幹

原 田 和 人 君

曾 我 和 久 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第1回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 但野 裕之 議員、1番 竹中 進一 議員、を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告 を行います。今定例会第2日目に設置されました、平成29年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に 堤 俊昭 議員、副委員長に 武田 修一 議員、以上のとおり、互選された旨 報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第3 一般質問 を行います。通告の順序に従い、発言願います。長浜謙太郎 議員の「学校給食における『食品ロス』の現状と取り組みについて」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番（長浜謙太郎君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、学校給食における『食品ロス』の現状と取り組みについて一般質問をさせていただきます。当町の学校給食は、自校調理方式により温かいものを温かく、新鮮なものは鮮度を保ったまま安心・安全でおいしく味わえ、子どもたちに大変喜ばれているものと思われま。さらには、年間を通じて新冠産食材の使用機会を増やし、地元食材の関心を高め、年に2回はふるさと給食と称し、新冠産食材のみで作成したメニューを提供すると共に、生産者との対話等を通じて、一次産業への理解を深め、地域の特産品を知らながら、食の大切さやありがたみについて学ぶなど、当町の食育はとても素晴らしく誇らしいものであり、好評を得ていると自負します。さて、昨今ちまたでは、食品ロスが大きな話題となっており、

日本は世界で一番食べ物を捨てている国だと言われています。過去の推計では、日本では1年間に約1700万トンの食品廃棄物が出ています。このうち食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスとは年間約500トンから800トンでこれは米の年間収穫量に匹敵する数量です。事業系廃棄物と区別した場合、家庭においては、一人当たり約15キロの食糧をむだにしていることとなります。環境省は平成27年に学校給食に伴って生じた食品廃棄物の発生量及び処理状況を全国の公立小中学校にはじめて調査を実施し、給食を調理したり、食べたりする際に出る食品廃棄物は、平成25年度で児童生徒一人当たり年間約17.2キロ発生している試算を公表しました。その内訳は食べ残し7.1キロ、野菜くずなど調理残渣5.6キロ、廃油などその他4.5キロで、提供をした給食のうち食べ残しが占める割合残食率は6.9%でした。また給食の食品廃棄物を肥料や飼料として利用したリサイクル率は59%で、残りの大半は焼却処分されていて、リサイクル率は低い水準にとどまっています。当町の学校給食では、栄養士や調理師の指導管理のもと愛情を込めて、栄養バランスの取れたおいしい給食を調理していただいております。旬の食材や地元食材を積極的に使い、子ども達も給食の時間を楽しみにしていると伺っております。しかし、どうしても野菜・果物の皮や芯だとか調理くずとして発生してしまうことも避けようのない現実です。残滓食べ残し等を含めた食品ロス全般について、食品廃棄物の発生量を削減するために、生ごみとして焼却する以外の処理方法、例えば再生利用として家畜の飼料とする活用方法、肥料化、3R等の手段が考えられますが、食品ロスを減らすためには、子どもたちが世界の現状を知り、生産者への感謝や循環型社会、環境問題などを学び、残さずに食べるなど、食についての習慣を身につけることが重要であり、自分にできることについて考えることが大切であるとも思います。今後おそらく学校給食が無賞化へと向かう中で、今一度改めて食べられることの尊さ、食べ物を粗末にしないこと、いただきます、ご馳走様、その言葉の持つ意味、それらを考える機会を提供することが情操教育に役立つことでしょう。そこで、学校給食におけるいわゆる食品ロスの現状と取り組みについて3点お伺いいたします。1つ、学校給食における食品ロスの現状は。2つ、食品廃棄物の発生量と処理方法、リサイクル率は。3つ、食品ロス削減等の食品廃棄物の発生抑制の取り組みは。以上につきまして見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 長浜議員からのご質問にお答えいたします。政府広報のホームページによりますと日本国内における年間の食品廃棄量は、食品消費全体の3割にあたる約2800万トン。このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、本来食べられたはずの、いわゆる「食品ロス」は約632万トンとされており、この約半数は家庭から発生すると言われております。平成26年10月に中央環境審議会が出された「今後の食品リサイクル制度のあり方について」では、学校給食調理施設は現行の食品リサイクル法では食品関連事業に位置付けられていないものの、食品廃棄物を継続的に発生させている

主体の一つとされておりまして、食育・環境教育の観点からも、地方自治体における取組みを後押ししつつ、学校給食から発生する食品ロスの削減・食品リサイクルの促進を図ることが必要とされています。まず、1点目の学校給食における食品ロスの現状ですが、食べ残し、いわゆる残食については、新冠小学校に配置されております栄養教諭が毎日チェックしておりまして、その聴き取りによりますと、調理の内容によって誤差はあるものの、新冠中学校、朝日小学校においてはほとんど出ない状況と聞いております。新冠小学校の残食についても、全クラス分を合わせても食缶1缶分に満たない状況です。また、調理の際に発生する、いわゆる調理クズについては、新冠小学校の多い日で1日4.5キロではありましたが、日本食品標準成分表から算出した予測廃棄量では4.9キロでありまして、これについても基準より低く、食材を有効に調理していることがわかります。次に、2点目の食品廃棄物の発生量と処理方法、リサイクル率についてですが、食品廃棄物については、週に2度町内のゴミ収集委託業者が処理しておりますが、残食と調理の際に発生する調理クズを合わせたいわゆる生ゴミは1回あたり、町のゴミ袋に例えますと、残食、調理クズのみでありましたら小さい袋1袋程度と聞いているところです。またその処理につきましては、日高中部衛生施設において、焼却処分をしております。リサイクルについては、食用油いわゆる廃油につきましては、一定量になりますと札幌廃油業者が回収しリサイクルしている状況、朝日小学校においては牛乳紙パックをリサイクルしている状況にはありますが、質問にありますリサイクル率については、数値化できませんが、極めて低い率になると思われます。なお、日高管内の状況を調べますと、全ての町が業者回収後、焼却処分している状況であります。全国の学校給食の食品廃棄物リサイクル率については、平成27年環境省の調査によりますと、飼料化が18%、肥料化が40%、焼却が38%となっており、肥料化がもっとも多くなっております。肥料化につきましては、札幌市においては、近郊に堆肥処理施設があり、リサイクルに向けた対応をしているところですが、管内におきましては、肥料化をする処理施設が近郊にないため難しく、また、飼料についても産業課に問い合わせたところ、家畜の餌としての扱いは専用の施設において加工しなければ飼料として扱えない旨回答をいただいているところです。次に、3点目の食品ロス削減等の食品廃棄物の発生抑制の取組みにつきましては、各学校において、給食時の際、食べ残しをしないよう指導を行うとともに、栄養教諭が調理の工夫を行い、調理の際にごみを出さないよう努めているところです。各小中学校・園においては、食育基本法や学習指導要領等に基づき、食に関する指導計画を策定し、食育を推進しております。指導目標として、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化の項目において、食事の重要性、食物を大事し、食物の生産等に関わる人々への感謝する心を育むこと、各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を持つことなどを目指して、発達段階に応じて指導を行ってきております。また、環境教育の観点からリデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rの取組については、各学校において環境教育計画の中に組み込まれておりまして、新冠小学校では本年度、4年生が社会科

見学で静内終末処理場に行き、ゴミの分別・リサイクルの現状について学習しているところです。学校における食品ロスについては、食育、環境教育の観点から児童、生徒に学習の機会を提供するとともに、栄養管理とおいしい給食調理を進め、調理クズを出さない工夫についても一層取組を進めるとともに、家庭や地域が一丸となり取り組む必要もありますので、次年度以降に町で作成いたします食育推進計画の中で「食品ロス」の取組を取り入れできないか等、今後、関係課において協議を進めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたく存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「診療所の体制について」の発言を許可いたします。長浜 議員。

○10番（長浜謙太郎君） 引き続き、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして、診療所の体制について一般質問をさせていただきます。診療所の入院病床が休止となり、1年以上経過しました。多くの議論を経た後、この決断に至ったことは、私が議員になる以前から話合われていたことですので、当時からのことについて調べさせていただきました。平成25年から始まった保健・医療・福祉体制整備プロジェクト会議において、数多くの議論を重ねる中、都度議会にも進捗状況について常任委員会等を通じて諮られ、行政と議会が両輪となって、診療所のあり方を検討してきたと認識しております。国保診療所の受診動向、医療スタッフ体制、収支状況、施設の老朽化等多くの観点から実情を分析し、今後の診療所のあり方と担うべき役割を明確にし、隣町との利用圏域の連携を図るという運営方針を定め、平成26年10月に最終答申となったとあります。平成27年12月以降こうなるに至った経緯経過を踏まえ、私自身町民の負託を受けた議員としての重責を痛感するとともに、議員としての説明責任を果たさなければならないと強く覚えた訳であります。当町で入院ができなくなることは、町民にとって感傷的になる部分があることも当然わかります。実際に不安や不満、批判の声があることを見聞きする度に国が示す方向性やこれからの地域医療の目指すべき方向について、確固たる信念を持ち、医療従事者の人材確保や維持が困難であることや毎年一般会計から繰り入れている内情と金額の推移を示し、これまでの経緯から、医療をはじめ、あらゆるものに当てはまるフルセット行政からの脱却という考えに基づくこれからの地域のあり方について、自分の思いを述べてまいりました。目指す医療の方向性の相違により、所長の退職が予定より早まった中でも行政は迅速に対応し、協議を進め、しっかりとした受入基盤を整えた上での決断であったとも実感しております。患者目線に立ち、医療機関同士での情報の共有ができる制度も備え、広域で運行するコミュニティバスの利便性を充実させることにより、今後ますます医療連携は強化されていくことと思われまます。利用者に選択肢を与えながらも、当町の診療所が治療ではなく予防、かかりつけ医、セーフティーネットとして存在感を示すことは大いに理解しております。そこで、休止となって以降、入院患者の受け入れによる新ひだか町との医療連携を含め、診療所の体制については町民からもたくさんの声が寄せられていることと察し、まだ検証という段階には、時期尚早かもしれませんが、判断材料とな

り得る様々な数値も見えはじめている中で、診療所の体制について2点お伺いいたします。利用者はもちろんのこと、利用者ではない町民からの反応は具体的にどのようなものがあるのか。それらへの対応は、診療所の体制や新ひだか町との医療連携について、1年を振り返り、取り組み始めからの考え方に変化はあるか。現状をどのように認識しているか。以上につきまして見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） お答えします。平成27年12月1日付けにて新ひだか町との医療連携に係る協定を締結し、それまで入院されていた患者を順次転院させ、1月から入院病床を休床してから1年2ヶ月が経過しております。この間、医療連携に関して、町民の方から私どもへの直接的なお話を頂いたことはありませんが、巷間伝え聞くところでは、入院病床を廃止したことにより、急性期疾病入院後、回復期に入ってから退院後の受け入れ先の対応を不安視する声があるやに聞いているところでございます。入院病床の休止を決断する際、救急医療体制の確保や入院患者の受入れに加え、退院後の対応などが大きな課題であり、町民に不安を与えることの無いよう、関係機関と協議をしながら、その対策を講じてきたところであります。昨年4月に診療所に設置した「医療相談室」や上田所長を室長とし、医師・看護師・保健師などにより組織している「地域包括医療・ケア推進室」もその一環であり、町民からの医療に関する相談に気軽に対応できる体制を整備するとともに、退院後の生活に対する不安を払しょくできるよう、医療と介護・保健との連携を図ってきたところであります。しかしながら、まだ町民に十分浸透していないことから、更なる連携強化と合わせ、町民への周知活動を強化して行く必要性を感じているところであります。今回の医療連携につきましては、人口減少と高齢化の進行により、町財政は今後、益々厳しい状況を迎えることは明らかであることや医師、看護師等医療スタッフの確保に困難を極めていること。さらには、町民の医療に対するニーズが変化し、より専門性の高い医療機関への受診傾向が強くなっていること等を総合的に勘案した時、これまでのように新冠町単独で医療体制を維持して行くことが必ずしも効率的ではなく、日高中部の医療圏域を構成する、新冠町、新ひだか町の公立病院それぞれが機能分担する医療連携を進めることで、町民に安定した医療を届けることが出来ると判断したものであります。今後、「国保診療所」においては、現在の診療体制を維持しながら、各種健診も積極的に受入れ、町民の健康保持に努めてまいりますし、また、「地域包括医療・ケア推進室」においては、町内の他の医療機関や介護事業所等も加えた中で、医療と介護関係者の情報共有を図りながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を進め、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、取組みを強化して行くこととしております。また、新ひだか町との医療連携については、今年度整備したPACSシステムの導入により、迅速かつ確かな患者情報の提供が可能となったことから、連携が強化されることが期待できるものと考えております。今後の高齢社会を見据えた時、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、住まい・医療・

介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務であると言われており、当町においても、国保診療所を核としながら、「地域包括医療・ケア推進室」の機能を十分活かしていけるよう、関係機関との連携を強化してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質問を終わります。次に、武藤勝圀 議員の「小中学校トイレの洋式化について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番（武藤勝圀君） 9番武藤です。今日は大きく、3点伺いたいと思います。まず1点目は、小中学校トイレの洋式化について質問します。文科省は昨年11月全国公立小中学校のトイレの現状調査を行いました。その結果はそこに書いてありますように、洋式が43.3%、和式は56.7%でありました。本町は全国に比べると洋式化が進んでおります。私も各学校の聴き取り調査によりますと、校舎内部だけですけれども、87.3%ということで非常に進んでいると思います。特に新冠小学校の場合は、全て温水洗浄便座になっているということで、大変全国的にも進んでいると思います。ただ、朝日小学校には3便器それと新冠中学校には5便器の和式が残されております。新冠小学校並みの改善が必要と思います。実情を聞きますと、朝日小でも新冠中でもあまり和式は使われていないとのことであります。全国の教職員が求める学校施設の改善場所のアンケートでは、第一位はトイレとなっております。新冠中学校でも生徒のアンケートを取ったそうだけれども、トイレの改善の要望が強く出されていたという話でした。学校は大規模災害時には、避難場所にもなります。よくテレビでも報道されておりますけれども、このトイレの問題が非常に不便だとか、使いづらい。そういう声が報道からも流れてきております。そういう点からも一刻も早く洋式化を進めるべきだと思います。この予算については、学校施設環境改善交付金。これが町の持ち出しが3分の1という補助事業がある訳ですから、これらの制度を活用して、一刻も早く整備を進めるべきと思いますが、その点についての見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 武藤議員からのご質問にお答えします。小中学校の和式トイレの設置については、議員ご指摘のとおり、新冠小学校については全て洋式トイレとしておりますが、朝日小学校には3箇所、新冠中学校では5箇所が和式となっております。ご指摘の文科省が本年調査しました公立小中学校施設の学校トイレの状況調査の結果によりますと洋式化については、まだ4割程度の進捗率でありまして、公立小中学校の全国調査における洋式便器率は1位の神奈川でも58.4%であり、北海道は51.3%であります。朝日小学校におきましては合計14箇所の個室トイレがありまして、その内11箇所が洋式でありますので、洋式率については79%、新冠中学校におきましては、29箇所の個室トイレのうち24箇所が洋式でありまして、83%でありますので、全国の水準より高く洋式トイレを設置している状況にはあります。例年、予算作成時においては、学校の要求

を十分に把握するためにヒアリングを行っておりますが、朝日小学校においてはトイレの洋式化の要望はありませんでしたが、新冠中学校においては、建物全体の老朽化もあり、トイレ全体の改修工事についての要望がありましたが、次年度につきましては、新冠中学校グラウンドの土が痩せ、水はけが悪いことからグラウンド整備を優先的に行うこととしまして平成29年度の予算に計上させていただきました。そのため、新冠中学校におけるトイレ改修工事につきましては、計画的に整備改修工事するよう継続し協議することとなっておりますので、更に学校、関係課と協議をいたしまして進めたく考えております。なお、議員ご指摘の文科省トイレの状況調査には、トイレの整備方針の設問がありまして、将来的に洋式化率90%を目指すと回答しておりますので、朝日小学校の洋式化についても、計画的に整備していきたいと考えますのでご理解くださいますようお願い致します。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝朗君） 新冠中学校で要望が強いというのは、たぶん新冠小学校が非常に整った状況がありますから、小学校で経験していて中学校行ったら、劣悪とまで言いませんけども、やはり遅れているということで、たぶん要望が強いのではないかと思うのです。だからそういう点で、同じ町内であれば、同じ教育条件でやはり学ばせたいと感じますので、当然行政の責任ですから、その新冠中学校のグラウンド改修工事は、今年予算計上されていますけども、そういう事情も分かりますけども、やはり一刻も早く整備してやるべきでないかなというふうに思います。昨年の調査でも北海道でも美幌・蘭越6市町が100%なのです。新冠は今、答弁ありましたように高い数値ですけれども、いろいろ調査の中でも弊害も指摘されている訳です。調査でも、学校でその子どもがトイレを使用しないで我慢するの3割ほどありますから、そういう点で健康上の問題もありますから、ぜひ早急に整備をしていただきたいことをお願いしておきます。

○議長（芳住革二君） はい、杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 重ねてのご質問でございます。新冠中学校からの生徒からの要望を意見の集約の結果を拝見させていただきますと、2番目の項目で新冠中学校の学校施設や備品で「ここを直して欲しい」「こうして欲しいものは」という2番目の質問の項目で21名が回答してございまして、そのうち9名がトイレのことについて要望しているという、議員ご指摘の実態があるのかなということが1つ。それからもう1点でございますが、先ほども申し上げましたが今年度につきましてはグラウンドの改修工事を優先させていただいたということでありまして、この間ICTの整備ですとか、デジタル教科書の整備ですとか、等々進めてきてございますが、引き続き生徒玄関の屋根の雨漏りですとか、教室の床の補修などもございます。そんなことも優先順位考えながら、やっていかなければならないと思っております。何分築年数が経過してございまして、施設の老朽化が非常に進んできている実態がありますので、子どもたちの1番目の食品の質問もございましたが、食べることと排せつは大事なことだと考えますので、そのところは一体のものとして考えていきたいなと思っております。最後に交付金のお話がありました。学校

施設環境改善交付金ということで、この交付金について、交付金の仕組みやどのようにしたら効果的にいただけるのかということも積極的に研究させていただきたいなど。前向きに取り組んでまいりたいと考えてございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。（なしの声あり）引き続き、「医療連携負担金について」の発言を許可いたします。武藤 議員。

○9番（武藤勝因君） 2点目の医療連携負担金について伺います。1点目は、新ひだか町立病院の赤字をどう分析し、今後の改善の方向をどう押さえているかを伺いたいと思います。この点については、隣町の病院のあれですから、さしでがましい感じもありますけれども、ただ、連携組んでいる訳ですから、当然いろいろ負担金を出して赤字のそういう認識については共有すべきだと思いますので、そういう点から伺いたいと思います。2つ目は、昨年1月の休床化以降、12月までの1年間の本町の他市町村への入院患者数の中で、新ひだか町立静内病院そして三石国保病院、静仁会静内病院への入院患者数の割合は、それぞれいくらになっているかを教えていただきたいと思います。3点目は、医療連携負担金の考え方として、一部事務組合や広域連合と同じように負担金を支出するべきとの論もありますけれども、ごみやし尿、介護の広域連合と医療は、私は根本的に違うのではないかと考えております。利用する町民からすれば、ごみ、し尿は選択肢がほとんどないと思います。ただ介護の場合は、おうるの郷に入っている町民もおりますけれども、数としてはそんなに少ないのではとっております。一方、医療はどこかの医療機関を利用するかは町民の自由であり、特定の医療機関にのみ負担金を支出するのは、合理性はないのではないかと考えております。4点目は、協定書第5条により、どちらかが異議申し立てれば協議して解消する可能性もある訳ですから、この合理性、妥当性を欠く負担金は、協議により解消するべきと思いますが見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） この医療連携負担金については、平成27年第4回定例会において、武藤議員からの一般質問にお答えをしており、その繰り返しとなることを予めご理解願います。まず、1点目の「新ひだか町立病院の赤字の要因をどう分析し、今後の改善方をどう押さえているか」との質問であります。新ひだか町との医療連携に係る負担金については、平成27年12月1日に締結した当町と新ひだか町との協定書に基づき、新ひだか町立静内病院及び三石国保病院における入院部門の収支不足額に対し、新冠町民の利用率に応じ負担することとしているもので、町民の利用率もさることながら、両病院の収支状況によって、当町の負担が大きく変わることから、その経営状況については、当町としても関心のあるところではありますが、病院の経営内容につきましては、それぞれの経営者の考え方により違いがありますので、当町が口を挿むべきことではありませんが、一般的に言われておりますのは、自治体病院は、その使命から住民の要望に応え、救急医療や小児医療等の不採算医療を担うなど、地域医療の確保に取り組んでいますが、医師や看護師をはじめとする医療従事者の不足、過疎化に伴う患者の減少、さらには診療報酬の

改定の影響などにより、極めて厳しい経営環境におかれております。特に道内の自治体病院は、全国と比べて際だって小規模病院が多く、病床数が20床から99床までの病院が全体の3分の2を占めておりますが、小規模であっても、病院には医療法に定める施設設備や標準数を満たす医師の配置が求められ、このため、経営効率の点では不利となっております。これらが赤字の要因となっていると考えております。しかしながら、これらを改善する具体策は乏しく、苦慮している自治体が多くあることは、否めないところではあります。圏域に所在する各医療機関の機能分担と連携を図ることも重要であり、当町と新ひだか町との医療連携も経営改善の一つの方策であると考えております。次に、昨年1月から12月までの町民の入院状況ですが、全町民の入院動向を把握することは困難でありますので、町民の半数近くが加入している国民健康保険の被保険者の状況としてとりまとめたものとなりますが、日高管内への入院患者は56人で、その内訳は、町立静内病院が19人、三石国保病院が0人、静仁会静内病院が22人となっており、これに75歳以上の後期高齢者を加えますと、日高管内での入院患者は、295人となり、町立静内病院が70人で23.7%、三石国保病院が2人で0.7%、静仁会静内病院が172人で58.3%となっております。3点目の医療連携負担金における一部事務組合や広域連合の考え方とごみやし尿、介護の広域連合との違いであります。議員の御指摘のように利用者の選択肢が限定されているという点では、医療との違いはありますが、一部事務組合や広域連合などの広域行政は、非常に厳しい財政状況の下において、各地方公共団体で共通し、重複するような事務や事業は、広域的な視点から連携・調整し、効率化を図ることが必要であり、効率化を図ることによって、経費の節減を図ることができ、その中でより効果的なサービスの提供やまちづくりを進めていくことが大切であるとの観点から地方自治法によって制度化されているものであります。当初、プロジェクトチームからの答申にあったように、日高中部医療圏域の医療体制の充実と新冠町国保診療所の無床化に伴う諸課題の解決のために町立静内病院を日高中部医療圏域の中核病院として位置づけ、新ひだか町と新冠町が一部事務組合若しくは広域連合を組織して共同で運営して行く考え方を提案しておりましたが、一部事務組合の設置となれば、議会の設置や事務職員の配置等、費用が掛る上、事務手続きが煩雑になるなど、効率的では無いことから、協定による医療連携が提案され、現在の形となりました。無床化後の入院環境の確保については、両町がベッドを共同運営して行くために費用を負担することは行政の責務であると考えております。町民がどの医療機関を選択するかは個人の自由であり、特定の医療機関にのみ負担金を支出することは合理性が無いとのお指摘ですが、確かに、フリーアクセス制を取っている日本の医療システムにおいて、どの医療機関を選択するかは、患者の自由であることはいまでもありませんが、現在、実施している婦人科運営に対する負担金も、新ひだか町立静内病院との共同運営を行っているものであり、これは、浦河町や苫小牧市の婦人科病院等がある中、近隣の信頼のおける病院を選択し、両町の共通課題を解決するために婦人科における収支不足分を町民の利用割合により負担しているものであり、医療連携負担金と同様な考え方

の下、取り組んでいるものであります。町民の健康保持のため、医療を確保することは、行政の責務であり、その環境を他の医療機関に求める以上、応分の費用を負担することは、合理性を欠くものでは無いと考えますし、特に高齢者など、他の医療機関を受診することが出来ない町民のことを考慮するとき、当該負担金のあり方は、適正であると判断しております。したがって、最後の御質問である負担金の解消については、現時点において考えておりませんことをご理解願います。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 2点伺います。1点目は今の答弁にありましたように、入院患者の割合を見ますと、国保の被保険者と後期高齢者だけという限定ではありますけれども、この傾向は他のいろんな被保険者入れてもそう大きく変わらないと考えます。また静仁会の場合、救急指定という側面もありますけれども、今報告あった大まかに言えば、新ひだかの町立と三石入れて大体約4分の1、25%です。静仁会は約60%です。そのほかが約15%。こういう入院患者の割合を見ても、新ひだか町立病院だけ、この連携負担金として支出するのはどうしてもおかしいのではないかと私は考えております。今、報告あったようなこの1年間の実績を見て、どう見ても合理性がないと思いますが、町長どう考えるか再度答弁いただきたいと思えます。それからもう1点は医療負担金についての考え方ですが、私はこう考えております。医療連携とは二次医療圏の中で、二次医療圏は日高管内入りますけれども、少なくともこの新ひだかと新冠町を考えてみてもよいと思えますけれども、個々の病院の問題としてではなくて、地域全体でやはり効率的な医療サービスのあり方について、検討すべきだと、そういう観点から検討すべきでないかと思っております。地域全体で患者を見るという観点からどういうあり方が望ましいのかを考えるべきではないかと思っております。今地域医療が、危機的な状況の中で町民は安心した医療の提供を求めています。一つの病院では完結できない状況下で、同じ医療圏内の病院や診療所含めてのネットワークづくりが必要で、各医療機関が役割分担を明確にして、うちの病院は整形外科がいるから、こういう点が役割果たす。それぞれの病院の機能だとか役割を明確にお互いに協力して、この地域医療を支えていく。これがあるべき医療連携の姿ではないかと思っております。それは書面による協定で十分で、そこに金のやりとりは必要ではないと私は思っているのですが、その点についての町長の見解、この2点をお願いします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） まず1点目の負担金を負担するというのは不合理でないかというご指摘かと思えます。武藤議員のおっしゃることも十分理解はしているところでございますが、やはり診療所、町内の医療機関から入院施設を休止する。入院を受け入れないということについては、やはり町民の多くの方々が不安感を持つというのは当然のことだと思っております。ですから町民の方々に安心していただくために、新冠町として、隣の町立病院にそういう入院施設を確保する。そういうようなことでスタートしたところでござい

ます。これにつきましては、隣の新ひだか町もそのことは、事情等もご理解いただきまして、快くお引き受け頂いたところでございます。そういった場合に、やはり新冠町といたしましても、それに伴う必要な費用については、負担をするというのが、私は当然のことでないかなと思っておりまして、この契約第5条に定めてあるようなことで負担をするということにしたところでございます。これが妥当かどうかということは、いろんな判断があるかと思いますが、私どもは入院ベットをやめる代わりにやはりベットを確保し、その掛かる費用については負担をするというような考え方で町民の方々に安心をしていただくような対応をしたところでございます。いずれにいたしましても、契約に基づいて行われている行為でございますので、この点をご理解をいただきたいと思っております。それからもう1点目の地域全体で医療圏を守るということは、当然のことでございますので、それぞれの医療機関が機能を分担し、それぞれの役割を果たすということはこの日高中部地区でもしっかりと取り組まなければならないと思っておりますので、今後関係者と協議をして、進めていきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 今の町長の答弁聞いていて、その腹にストーンと落ちる状況ではないのですが、この連携負担金は、入院部門の収支不足額に対して、町民の利用率に応じて負担するというものですが、2月10日の社会文教常任委員会に出された資料でも、昨年1年間の見込みを見ますと、当初見込みより約1億円減っているのですよね。だから、これは相当新冠から患者が行っている点で、赤字が減るのに貢献していると思うのです。ですから、そういう点から見ても、本当に新冠で医療連携ということで貢献している点はもう明らかなと思うのです。それから2点目の医療従事者の不足の問題でも、看護師5名送っている訳ですから、今實際上その看護師がどこでも不足して大変な状況なのです。そういう中で、喜ばれて当然だと思いますので、そこにそのなぜ負担金出す必要があるのかという点が、私はどうしても納得できないですよ。ですから、そういう点で最後になりますけれども、負担金を解消するつもりはないかどうか、お願いします。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 繰り返しになりますけれど、やはり自治体の場合は、一般の民間の医療機関と違いまして、入院持っていても、それをすぐ廃止をして、あとは自由にどこへでも行って下さい。こういうことには自治体病院のあり方ではない訳でございまして、やはり町民の方々が安心して、病気になった場合は安心してかかれるというような、安心の確保をしなければならないという使命があるというふうに思っております。こういう対応をさせていただきました。今時点でこれを見直すということは、全くございませんが、できれば、先ほどお話ございましたように、この入院の収支状況が改善をされまして、赤字がなくなっただけならば、この負担金も発生しないというようなことにもつながって来る訳でございまして、ぜひ、町立静内のご指摘のありました経営内容も十分改善していただきまして、赤字を解消できるような方向に持っていければよいのかなと思っ

ているところでございます。以上です。

○議長（芳住革二君） 引き続き、「JR日高線の復旧について」の発言を許可いたします。
武藤 議員。

○9番（武藤勝因君） 3点目、JR日高線の復旧について伺います。1つは、2月18日の沿線自治体協議会の内容が報道されておりますけれども、また、最近のこの3月定例会での各町での答弁等、新聞報道されているのを見ますと、各町長の押さえにもいろいろ、温度差があるのでないかと考えられますけれども、行政報告では、従来の全線復旧を求めていくという報告がありました。そういう点でこの基本線には変わりがないのかどうか、伺いたいと思います。それから2点目ですけれども、今、大事なことは鉄道を守るという立場を堅持しながら、日高線だとか、いろいろ線がありますけれども、個別線区で対応せず、全道の鉄道を守るために、全道が結束して取り組むことが大事と思うが、その点についての見解を伺います。それから3つ目ですけれども、日高線をはじめ、北海道の鉄道はどうなるのかという点では、今全国の注目を集めております。ここで、日高線を含めてですけれども、廃線を許せば、日高線ですね。日高線で廃止を許せば全道での廃止も一気に進むと、そういう状況にあると思います。国会での論戦でも安倍首相のJR北海道・四国・貨物等々に対する支援は行っていかなければならない。あるいは麻生財務大臣の国の積極的な支援の必要性の前向きも発言も出てきております。また、高橋知事は3月定例道議会で共産党の真下道議の質問に対しては、私自身が先頭立って、国に抜本的な支援を求めていくと。こう述べておりますけれども、まだ、この2～3日の報道を見ますと、いろいろ揺れて来ているような感じを受けます。ここまで来たのは、この2年間の粘り強い取り組みがここまで来たものだと思っております。JR発足30年の時、分割民営化をきちんと総括し、鉄道の維持は国の責任での立場で、粘り強く取り組んでいくことが大事と思うかがか。この3点を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹 町長。

○町長（小竹國昭君） ご質問のございました1点目につきましては、行政報告で述べましたとおりでありまして、昨年11月に国に対して「JR日高線早期全線復旧への財政支援に関する緊急要望」を行っております。一方で、デュアル・モード・ビークル（DMV）の導入やバスを含む代替交通についても、検討を進める必要があると判断をいたしましたこと以外は、従来の基本姿勢に変更はございません。今後の沿線自治体協議会における協議の中で、議論を深めることになると考えております。2点目につきましては、道の鉄道ネットワーク・ワーキングチームの報告書において、日高線は、「地域の生活を支える路線」に位置付けられたものと認識しており、この路線の考え方は、1つが利用者的大幅な減少により、収支が極めて厳しい線区については、他の交通機関との連携、補完、代替なども含めた最適な地域交通のあり方について、JR北海道をはじめとする交通事業者や国、道の参画のもと、地域における検討が必要であること。2つ目にJR北海道においては、検討にあたって地域の実情や意見を十分に受けとめるとともに、鉄道が地域住民の暮らしや

交流人口の拡大など、地域づくりの面で果たしている様々な役割について、十分に踏まえる必要がある。とされております。今後の対応等については、これらのことが一つの指針的なものとなり、検討が進むものと考えているところです。3点目につきましては、参院予算委員会における、安倍首相や麻生財務相の発言が、具体的にどのような形でJR北海道に対する支援策等に繋がっていくのか、見当が付かないところであります。一方、去る3月11日の北海道新聞朝刊に、高橋知事は10日の記者会見で、鉄道路線維持に向けたJR北海道への対応について、赤字を穴埋めするための財政支援は国に求めず、道としても行なわない意向を表明した。との記事の掲載がありました。このことは、JR北海道が「単独では維持困難」とした10路線13区間の関係自治体が、今後のあり方を協議するにあたって、鉄道を存続させるという方向での議論は、非常に厳しい状況になるものと推察されますが、先程も述べましたとおり、今後の沿線自治体協議会における協議の中で、議論を深めてまいりたいと考えております。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 最後に2点伺います。最近では地方創生という言葉も何か霞んでしまった感じがしますが、この日高線が不通だった2年は、盛んに言われておりました。鉄道なくして地方創生はない。ということも広く言われておりました。日本広しといえども、今までの例を見ますと、鉄道がなくなって栄えた町は1つもないのですよね。これはもう冷徹な事実です。鉄道なくして地方創生でいう、その人口増はあり得ません。このことは真剣に考える必要があると思いますし、鉄道はどうしても残す必要があると。私はそういうふうと考えております。それからバス転換の話も出ておりますけれども、これも例えば道内のバス転換した状況を見ますと、利用者の減少と便数の減少、料金の引き上げという悪循環に落ちている地域がたくさんあります。そういう点から見ますと、バス転換もバラ色ではないと。そういうふうに思いますけれども、この点について町長の考えを伺います。それともう1点は、今その話題になって来ているデュアル・モード・ビークルについての町長はどう考えているか。その2点で質問終わります。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 1点目でございますけれども、これは私どももJRや国に対して、お話する時は必ずしております。ふるさと創生、地方創生の取り組みに逆行することではないかと、JRを廃止することは。そのようなことで、存続について、いろいろ要望しているところでございます。それと先進の事例を見ますと、やはり鉄道を廃止して、それを復活したという例はないと聞いておりました。あの時なくさなければよかったという話は、たびたび聞いているところでございまして、これをなくすことは大変、大きな決断を必要とするなど思っております。道内でよく言われているのが、北見の方の池北線だとか、それから、もっと前に言いますと、定山溪の方にも鉄道行っておりました。もしも定鉄が残っていたら、大変貴重な観光資源にもなったのではという話は私ども聞いているところでございます。ですから、私どもとしましては、鉄道をぜひ残していただきたいことでこれ

までも取り組んで来ておりまして、今の時点でもそのことは変わりません。バス転換という話は、その次の話でございますけれど、そう簡単には進まないのではないかなと思っておりますし、バスにしましても、いずれ赤字の解消の問題が出てくる訳でございますので、当面、よければよいということではなくて、やはり長い目で見て、そういった対策をしなければと思っているところでございます。それから2点目のDMVにつきましては、これは研究途上でございまして、私もJR北海道が苗穂の工場での開発をしている時に、実際にこのDMVには乗ってみました。やはり管内の町長さん方と一緒にちょっと研究する必要あるなということで、もう4～5年前だと思えますけど、JR北海道がやめる前の話ですから、研究途中だったのですけど、実際に体験をしてみまして、そう悪い感じではなかった印象を持っておりますけれども、ただ、車両が小さいですから、マイクロバス程度のことですから、いろんな問題もあるようですし、また、列車と違って軽いものですから、それによっていろんな信号の問題だとか、あるいは雪の問題だとか、いろんな問題がある話は伺っております、その時のJR北海道はやはりそれだけ熱心な研究者がいたものですから、ぜひ、実用化したいお話があったのですけれど、経営がだんだん厳しくなると、そういう開発についての取り組みができなくなったことで、やめたと伺っているところでございます。ただ、これをどうするかということも、今後検討なんですけれど、これも1つの案だと私は思っております。鉄路は残る形にもなるものでございますので、これも1つの方法かと思えます。それがうまくいくかとか、今のところわかりませんので、これからこれも含めて、十分検討していかなければならないと思っておりますので、すぐ結論は出ないと思えますけれど、四国の方で今年すでに車両3台でしょうか。徳島だったと思えますけれど、3台今年購入して、実際に使うというようなことになっております。これは各地から注目されておりますし、これにつきましては、トヨタ自動車でもこの開発には参画するという話も伺っておりますので、そういった面で、もっともっとよいものがあるいはできるかも知れませんが、この辺は十分検討していかなければならない事項だなと今時点では思っております。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で武藤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

（休憩 11時 8分）

（再開 11時20分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。以上で、武藤議員の一般質問を終わります。次に、但野 裕之 議員の「光回線事業について」の発言を許可いたします。但野 議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、光回線事業について質問いたします。近年情報化社会が急速に進展し、高速通信回線

の普及に伴い、ブロードバンド通信が可能になり、多様なネットサービスを簡単に受けられるようになっております。当町においては、国道沿いの市街地において、平成24年から光回線を使った通信サービスが開始されていますが、光回線が未整備の地区では、光回線による通信が不可能なため、不便を強いられ、結果として通信格差が生じています。現状において未整備の地域は、広域で人口も少なく光回線の設備投資には膨大な費用が必要とされ、費用対効果が望めず整備困難とされています。光回線設置による費用対効果が望めない中、無線LANが光回線に取って代わるものと思われれます。ケーブルを使わずに無線でコンピューター同士を通信させるネットワークが普及し、ワイファイでも光回線同様の秒速1ギガビット超の通信速度も可能になっています。このことから超高速無線通信の時代になるのかも知れません。国の情報通信基盤整備通信事業マニュアルでは、詳細な需要調査、運営体制、将来負担の検討が決められています。このことからしても、町は光回線事業に対して、十分な調査・検証をした中での事業推進の判断かと思えます。私自身十分な調査・検証をするのに勉強不足の部分もあるのかも知れません。光回線に取って代わるものがあるのであれば、それもよしとしますが、町の考え方として代わるものがないと判断したものと推察し、光回線の必要性を認めたいと、質問いたします。光回線改善事業で国の補助制度があり、総額6億7000万円の補助金で事業費の2分の1を補助するものであるが、その申し込みを昨年9月に議会に説明していますが、国への事業計画はいつ正式に提出したのか。その後の光回線利用者調査では、利用者を募るだけで詳細な事業内容の説明がなされておらず、すべてが無料との誤解も見受けられます。実際アンケート回答者の何人もが光回線の幹線から自宅に引き込む支線に対する工事費が自己負担であることを理解していない状況であります。このように自己負担分の説明が全くない。受益者負担はどのようになっているのでしょうか。光ケーブルの寿命は15年から25年とされていますが、回線設置後の改修費用やランニングコストの財政負担の説明がされていません。災害等で施設設備が被災した場合、復旧するのは当然自治体負担になると推察されます。このような説明不足での事業化はいかなるものなのでしょうか。到底町民に理解されるものではないと考えます。また、事業費が9億円あまりとの説明でありましたが、現時点で事業費が9億円あまりに変更はないのか。この事業を補助金と起債で賄おうとしています。その起債には過疎債と辺地債がありますが、どのような起債を使おうとするのか。当初の説明で、国の補助総額は全国で6億7000万円との説明でありました。今も6億7000万円が変わりはないのか。総務産業常任委員会での質問で、優先順位を尋ねたところ優先事業として上位にあるとの担当課長の答弁でした。この事業に国の補助金が付かなくても最優先事業として進めるのか。この事業の進捗状況と詳細な説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） まず、本事業に係る補助金申請はしておりません。国の出先機関である北海道総合通信局へ事務手続きの時期を確認したところ、未だ決まっておりませんが、4月～5月頃になるのではないかとということでありました。次に、平成28年10月

28日付けで町が実施いたしました、利用希望者の調査目的は、平成28年10月20日に開催されました、議会総務産業常任委員会において、光回線未普及地域の整備に係る協議の中で、光回線の利用希望者がどの程度居るのかという質疑で、平成25年10月に新冠町光回線推進期成会が窓口となって取りまとめ、NTT東日本に提出した「フレッツ光・事前申込書」の提出者384件と説明したところ、この384件は3年前の数値であり、この間、通信環境も変化していることなどから、改めて利用希望者数を把握する必要があるという協議結果に基づき実施し、利用希望者数は262件であった旨を11月の同委員会へ報告いたしましたところ、利用希望者の調査様式につきましては、以前行なわれました「フレッツ光・事前申込書」と同様、回線引き込みの工事費や利用料金等は表記しておりません。回線引き込みの工事費は、既に住宅へ電話等のケーブルが引き込まれているか否か、引き込まれていない場合は接続する光ケーブルから住宅までの距離や、住宅の構造等により異なること、また、利用料金につきましては、そのサービス内容や契約種類によって異なりますこと、それらの料金を表記する場合、重要事項をはじめ、サービス・料金に関する詳細の説明責任が生じますことから、これらのことは、利用を希望される方が、サービス提供者であるNTT東日本に問い合わせをいただき、ご確認されることが肝要であると考えております。この利用希望者調査の目的は、先程も述べましたとおり、直近の利用希望者数を把握した上で、さらに同委員会において協議を行うための基礎資料であることは、議員もご承知のことと存じます。光回線の未普及地域の整備につきましては、新冠建設協会会長、新冠町農協組合長、新冠町商工会長、ひだか漁協副組合長をはじめ、農業、漁業、商工関係の振興会長や青年部長、PTA会長など町内19団体31名で構成された、新冠町光回線推進期成会会長より光回線未普及地域の整備について、その整備を強く望んでいることを証明する資料として、という文面で「新冠町のブロードバンドを考える会」の加入者名簿873名分が添付された要望書の提出があり、平成25年8月29日付けで町に対して要請があり、町としては、このことを真摯に受け止め、以後、今日に至るまで整備の実現に向けて議会への協議、国への要請等に取り組んできたところでありますし、平成27年9月の第3回定例会におきまして、超高速ブロードバンド網の空白地帯の解消、過疎地域に掛かる整備費用の予算確保と補助率の拡大、ICT利活用促進のための支援体制の整備を求める、「日高管内活性化のためのICT利活用促進と基盤整備を求める意見書」が議員発議により採択され、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣に提出され、国の支援制度は、補助率の見直しや修繕費、維持管理費の一部を特別交付税で措置するなどの改正が行われ、平成28年度から5年間、補助制度が延長されたことも重く受け止め、対応してまいります。これらの事業費につきましては、昨年9月の委員会へご説明しているとおり、概算ですが9億2561万7千円となっており、財源内訳といたしましては、国からの補助金が2分の1で4億6280万円、辺地債3億4240万円、過疎債1億2040万円、一般財源1万7千円です。後年次以降の交付税算入額が辺地債80%、過疎債70%で合計3億5820万円であり、試算上の実質負担額は、1億461万7千

円となります。また、償還は、辺地債が2年据置、8年償還。過疎債が3年据置、9年償還であります。また、ランニングコストについてもご説明しているとおり、概算ですが、設備をNTTに貸付ける収入が240万円、保守費・電柱共架料等NTTへの支出が473万3千円で、差引き233万3千円が年間の負担となります。しかし、NTTに貸付ける加入者1件当たりの単価は、700円で算出しておりますが、この額は、将来的な加入件数を想定した上で、差し引き額が町の利益にならない範囲で、単価を上げる調整もできるということであります。光ケーブルの寿命については、一般的に15年～20年と言われておりますが、道内の先進自治体であります長沼町に問い合わせしたところ、導入後15年を経過しているが、経年劣化に伴う修繕は一切発生していないということであります。さらに、NTTに問い合わせたところ、光通信事業を開始する前から、自社の設備間で光ケーブルを30年以上使用しているが、経年劣化による再整備は行なっていない状況であるということでありました。なお、国では、採算性の面で民間事業者による整備、普及が進まない条件不利地域における整備を促進するため、平成28年度から国の補助制度を見直し、補助率は3分の1から2分の1と嵩上げとなり、加えて、災害等で発生する修繕費等については最大50%、特別交付税により措置されることになり、条件不利地域の未普及地域における整備等の負担に対して、支援が手厚くなっております。概算事業費の9億2561万7千円につきましては、以前不採択となりました、平成26年1月に国へ整備計画書を提出した際のデータをもとに、年数の経過を考慮し、電柱共架数を減らし、自柱設置数を多く見積もるなど多めの金額となっておりますので、実施設計の段階で精査し減少することも見込まれます。また、再度現地に入って、ケーブルの短縮ができないかなどを調査し、出来得る限り事業費の圧縮を図りたいと考えているところです。本事業が対象となる、平成29年度の国の補助金予算額は、6億7千万円と確認しております。議員からもお話ありましたように、この光回線の必要性を認めている旨のご発言をいただきましたが、本整備事業は、ご案内のとおり非常に大きい金額の事業費でありますことから、国の補助事業として採択とならなければ、実施はできないものと判断しておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の町長の答弁で、当町における光回線の事業計画の概要が大まかに分かりました。十分理解できました。しかしながら、国の情報化の流れは2001年のe-Japan戦略に始まって2010年に策定された次世代ブロードバンド戦略2010では、2010年までにブロードバンドの世帯カバー率を90%にするとしました。そして2015年には2020年代に向けたワイヤレスブロードバンド戦略2015を策定し、ブロードバンドがまだまだ整備されていない地域に対しての施策を提案しております。この提案された政策におきましては、ワイヤレスブロードバンドを進めるということになっております。当町においては、光回線によるブロードバンド計画ではございますが、国の施策にあるワイヤレスブロードバンド戦略ということを踏まえた部分での考えはお持ち

なのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） その国が言っているいろんな新しい情報、手段につきまして、私も詳細には掌握してございませんけれど、やはり安定的な通信基盤状況を確保するためには、この光回線が最大のものだという認識で今はいるところでございます。やはり町内にもいろんなテレビの難視地域もございますし、携帯電話の不感の地域もございます。それらも一挙にこの光回線で解消されるということでもございますし、やはり通信につきましては、町内等しく条件が同じであるということが、私は非常に大事なことだと思いますので、長期的に安定した通信情報が得られるような、そのような環境にしたいという思いでございますので、今の時点では光回線の整備を進めたいと、このように思っている次第でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 最後にもう1点、次年度に向けて町長は当選されれば、国保診療所の改修と特老の移転改修を考えております。この光回線が国の採択となれば、また、その部分でも膨大な費用がかかりますけども、国が採択なった場合においても、診療所、特老そして、この光回線、この3つの事業は、優先事業として間違いなく進めていこうと考えておりますでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） 先ほど財源のところでもご説明したと思いますけれど、初年度におきましては本当に負担がない訳でございます。12年間にわたって分割で支払いしていく訳でございますので、実質負担額先ほど申し上げました1億ちょっつのものを12年間に分けて、負担していく訳でございますので、これは財政的には耐え得る数字だと思っております。初年度にこの1億何ぼを一気に負担するとなると、非常に無理が出てくる訳でございますけれど、そういった財政計画をしっかりと立てまして、考えていることにつきましては、きちんと推進していきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） 引き続き、「朝日小学校単式学級維持について」の発言を許可いたします。但野 議員。

○11番（但野裕之君） 引き続き、議長より発言の許可をいただきましたので、朝日小学校単式学級維持について質問いたします。教育委員会は、朝日小学校の複式学級を回避し、単式学級維持を決定しました。朝日小学校は単式学級を維持するために、地域住民各PTAの合意の下、太陽・美宇・東川・若園・明和の各小学校5校を統合した経緯があります。このような中、朝日小学校において次年度の児童数が在校生の転出に伴い、減少し、突発的に複式学級が現実のものとなりつつありましたが、昨年11月21日に開催されました総合教育会議で、単式学級維持の方向性を決定し、いち早く対応したものと思います。現状において子どもたちの教育環境を考慮した場合、複式学級を回避し、単式学級を維持することに反対する町民は誰一人としていないと推察します。教育委員会の対応にいささ

か不満もありますし、見直しも必要な部分もあると感じておりますが、迅速丁寧とはいかないまでも、それ相応に適切な対応であったと思います。想定外のこととはいえ、児童数減少をそれなりに想定した中で複式学級を回避し、単式学級を維持するために日ごろから時間をかけて調査・検証していたものと考えます。朝日小学校の新入生の入学数の推移を考察すれば少子化の現況下、減少していくのは必然的で、次年度以降臨時教員が一人では足りない状況に陥ることが予想され、二人目の臨時教員の採用が懸念されます。町費で賄う事業をいつまで継続するのか。また、少子化の中、朝日小学校のみならず、新冠小学校を含めた中で単式学級を維持する上で将来を見据えた校舎の改築、小中一貫教育を視野に入れた調査・検証が必要不可欠です。単式学級を維持するのに朝日小学校と新冠小学校を統合することも1つの手段として考えられます。また、小中学校の校舎の老朽化に伴い、校舎の改築を視野に入れた場合、全国的に広まりつつある小中一貫教育を取り入れる選択肢も考えられます。小中一貫教育を設置する場合、同一敷地内に設置する設置一体型とそれぞれの校舎を使いながら、小中一貫にする施設分離型があります。どちらにするかにせよ、将来的には新冠小学校と朝日小学校を統合した中での小中一貫教育がベストではないかと考えます。総合教育会議の協議内容と単式学級維持のための調査・検証内容、方向性について詳細な説明を求めます。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。

○教育長（杉本貢君） 但野議員からの朝日小学校単式学級維持について、のご質問にお答え致します。まず、この事業を何時まで継続するのかというご質問に対してお答え致します。この事業につきましては、基本的に単式学級を維持し、学力向上を目指すために、臨時教員を配置するという方向性を決めましたので、この姿勢につきましては、5学級以下の学級数が想定される場合には、継続するものです。第二に、将来的には、新冠小学校と朝日小学校を統合した中での小中一貫教育がベストとのお考えが示され、総合教育会議での単式学級維持のための調査・検証内容・方向性についての詳細な説明についての質問にお答え致します。まず、統合ということについてであります。前提となっています学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要です。そこで、学校規模の適正化の検討に当たっては、様々な要素がからむ複雑な問題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて、学校教育の目的や目標をよりよ

く実現するために行うべきものであります。さらに、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分に勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数のもとで、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。そのため、教育行政執行方針でも述べましたが、「朝日小学校の児童数の減少に対し、単式体制の維持のための教員の配置に努めますとともに、今後の在り方について、意見交換会を行うなど十分検討してまいります。」としております。同時に、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、町づくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。検討に当たっては、このような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前のこどもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが肝要と考えます。次に、これまでの検討経過につきましては、主に、平成28年度第一回新冠町総合教育会議における協議内容についてであります。主な発言等についてご紹介いたします。「朝日小学校が複式になるというのが気になっています。マイナスの方が大きいと思いますので、なんとか複式にならないような方法をとることができないかということで考えていますが、そのためのどんな方法や考えがあるのでしょうか」との発言にはじまり、「町費で何とか1人確保していただければ子どもたちに、教育の機会が平等な精神で最低限の教育を受けさせてあげられるのではないか。」また、「管内的には、道費以外に町費で教員を配置している町が2町あります」「子どもたちに同じような条件で教育を受けさせること、また、学力の向上の面からもその通りです。」また、「今後のことを考えると、今は、無理をしてでもこのまま単式を続けた方が子どもたちのためには良いと思います。」また、「朝日小学校に通わせる保護者のことを考えると、教員をプラスアルファして、教員の配置ということがベターな形と考えます」また、「将来的には、大きな人口減少の傾向から考えますと、地域・住民・保護者のニーズもお聞きしなければならなくなる。」また、「一つの教室で一つの学年がまなぶ姿が望ましいと思います。」また、「地域の間人としては、町費も大変だと思いますが、町で1人、複式ではなく、学力向上の部分も含めて一人増加することがよいと思います。」そして、「何とか複式にならないようなことを考えながら今はそれをつないでいくことがよいと思います。」「是非、良い人材を確保して町全体のために貢献していただける方を確保出来たらと思います。」等の発言があり、朝日小学校児童の教育を第一義的に考え、多面的・多角的に熟議・検討を行ったところです。総合教育会議での協議については、以上の発言に見られるように、ほとんどが、当面取り急ぎ、町費による教員の配置という内容でありました。その後、朝日小学校からの報告で、転出者が多くなり、来年度は、29年度は、

5学級。再来年度30年度は初めて4学級になることが予想されるとのことでしたので、急きょ、町理事者と協議のうえ、募集作業を開始したところです。なお、この間の経過については、議会に対して迅速な協議を失念していましたことをお詫び申し上げ、何卒、ご理解の上ご協力を賜りたく存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今の教育長の説明十分わかりました。ありがとうございます。教育長の教育行政施行方針で、信頼される学校づくりの推進の中で、幼小中連携協議会を通して学習・生徒指導について相互交流の活発化を図り、行動連携を進めますとあります。これはまさに小中一貫教育の実践にはかなりません。単式学級を維持するには、新冠小学校と朝日小学校を統合し、小中一貫教育を推進すべきと考えますが、この小中一貫教育の推進の分に関しましては、教育長自身どのようにお考えでしょうか。

○議長（芳住革二君） 杉本教育長。

○教育長（杉本貢君） 重ねてのご質問でございます。同じく平成29年度の教育行政執行方針の中で、13ページの中で社会総がかりで教育の推進と、13ページのところで記載してございますが、○2つ目のところで地域からの学校づくりのために、コミュニティスクール、学校運営協議会の導入に向けて先進事例などの調査研究を開始しますということで、今年から遅ればせながらでございますが、以前に議員からも貴重なご意見を賜っていたところでございますが、本格的に本年度から小中一貫ですとか、分離型がよいのか、併設型がよいのか。道内でも2校ほどすでに昨年度からスタートしてございます。一貫校につきましても、文科省では非常にこう力強く進めているところでありますが、まだ1割を超えた程度でございまして、本町におきましても、先ほどありましたように、新冠の子ども達のふるさと教育を進めていく上で、どういう方法が一番よいのか。地域の皆様のご意見を賜りながら、スピード感と緊張感を持って、現代的な教育課題を解明するために積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。以上で但野議員の一般質問を終わります。昼食のため、暫時休憩いたします再開は、午後1時といたします。

（休憩 11時53分）

（再開 13時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。次に、氏家良美 議員の「買い物弱者対策について」の発言を許可いたします。氏家 議員。

○3番（氏家良美君） 3番氏家です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、買い物弱者対策について質問いたします。昨年の4月末に農協ストアが閉店し、新冠町に生鮮食品を扱う店舗はあるもののスーパーの規模での品ぞろえがある店舗がなくなって1年が経とうとしています。経営努力では対応できない人口減少や新ひだか町が近

いという地理的要因などから、農協ストアを利用する町民が少なかったということも閉店の要因であったのではないかと推測します。民間企業が撤退することに関して、町として関わっていくことは難しい問題ではありますが、買い物問題は、町民生活にとって大きな問題であり、町民が不便だということを通り越して、困窮しているということであれば、この問題に対して、新冠町としても真剣に検討していく必要があると考えますので、2点お伺いします。1点目は、農協ストアの閉店後、町に対して具体的に買い物に困窮しているという相談はあるのか。また、その相談に対して、町はどのような対応をしているのか。2点目は、生鮮食品を扱うスーパーがなくなって困っている町民に、どのような不便を感じているのか等のアンケートを取ることで、町としてできることが具体的になり、その対策を取る判断材料となると思うが、実施したことがあるのか。また結果があれば、その結果はどうであったのか。以上2点お伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。小竹町長。

○町長（小竹國昭君） ご質問のありました2点につきまして、ご答弁いたします前に、農協ストアの閉店の要因等について、若干お話しをさせていただきます。ご承知のとおり、当町の人口は減少の一途を辿っており、近年における国勢調査の結果を見て見ますと、昭和60年の7277人が、直近調査の平成27年では5592人と30年間で約23%、1685人の減少となっております。また、自家用車の保有台数は、世帯当たり1.08台から1.64台に増加しております。このように人口減少と相まって、自家用車の普及による生活圏の拡大、さらに隣接町における郊外型大型店舗の進出及び生鮮食品を始めとする品揃えや安い価格設定など、消費者の多様なニーズへの売り込みにより、町内から町外への買物・消費が大きく流出しており、商工会に加入する食料品小売の会員数は、昭和60年の22人から平成28年では4人にまで減少しております。農協ストアは、撤退するまでの地では、平成9年5月から営業が開始されましたが、先に述べました社会経済情勢の中で、売上が減少している厳しい経営状況にありながらも、地域住民の生活や買い物環境の維持にご努力されましたが、多額の累積赤字により、同業他社と同様に閉店せざるを得ない結果になったものと理解しております。ご質問のごございました1点目につきましては、その対象者は高齢者などの交通弱者、買物弱者が主であると考えますが、これまで特に相談等は受けてございません。また、農協ストア閉店後の昨年7月に、新冠市街地の食料品小売店へ客動向をリサーチしたところ、売上・客数ともに増加しているということと、高齢者等買い物支援事業「らくらくにいかっぷ」の市街地における登録者が8名ほど増えたことなどから推察いたしますと、農協ストア利用者のうち割合は分かりませんが、食料品小売店と「らくらくにいかっぷ」が買い物を補完しているものと思われまいます。さらに、町では、75歳以上の方を対象に、町内及び静内駅前まで運行する道南バスを、無料で利用することができる「寿バス券」を交付しており、交通弱者・買物弱者対策となっております。次に、アンケート調査についてですが、特に実施はしておりませんが、管理栄養士がふれあい夕食の利用者26名を訪問した際に、買い物について聴き取りをしたところ、

数名の方から「農協ストアがなくなり買い物が不便やコンビニエンスストア等では十分に食材が手に入らない。」などの話を伺っております。ご指摘のとおり、一定の量、種類の生鮮食品を取り扱う店舗が町内から姿を消したことにより、日常生活が困難になっているとまでは言わなくとも、やはり不便を感じておられる方は居るものと考えております。そういった状況を解消し、多くの皆さんが満足できるような環境を造り出すことが一番良い訳ではありますが、先程も申し上げたとおり、隣接町の大型店舗等の影響が大きい中で、まともに生鮮食品等の店舗を町内に構えて商売を行なったとしても、これは非常に難しい現実があると考えますし、それをやろうという民間事業者も中々いないのではないかと率直に思うところです。しかしながら、何もしなければ、何も変わることはありませんので、買い物する側の人、販売する側の人、地元で生産する側の人、産業団体、そして町行政等が一体になって知恵を出し、工夫し、協力し合うことによって、町民が買い物をし、観光客も買い物をし、そして商売として成り立つ形づくりを目指すこと、それに向けてチャレンジすることも必要であると考えているところです。そういった方向性を関係者が共感し、合意の上で進んで行くとなりましたら、その過程において、目的を持ったアンケート調査というものも必要になろうか考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、氏家議員。

○3番（氏家良美君） 車を利用できる町民からは、買い物に困窮している話は私も聞いておりません。歩くことが困難な高齢者に対しては、答弁にもありましたが、「らくらくにいかっぷ」で注文を受けて、配達もしているということなので、最低限の買い物は、手当てができていたとは思いますが。しかし、車を利用できない町民は、歩いて行けるスーパーがない不便さを感じていることは想像できますし、商品を見て買い物をしたいというのも想像できます。これらの具体的な対策として、現在民間企業がトラックに商品を並べて、週に何度か巡回して販売を行っており、これは大変喜ばれているようです。これは「らくらくにいかっぷ」の機能を拡充することによって、民間企業の巡回していないところも巡回でき、民間企業が撤退した後も対応できるものになるかも知れません。また、新ひだか町の医療機関に通院するために、新冠町で運行しているバスに買い物を目的とした方の利用もできるようにするなどの対策も考えられるかも知れません。これらの対策ができるか。または必要かどうかというのも現状の把握をし、検討してみなければわからないことでもあります。今は町長の改選期ということで、新たな事業を打ち出すのは難しいタイミングであるのは理解しておりますが、町民の生活というのは改選期というのは関係なく営まれていることを考えると、少なくとも町としてできる対策を考え、改選後にその対策を実行するかどうかの判断ができる状態にしておくことが、重要であると考えますので、現状の把握、それに対する対策を検討していただきたいと思いますが、町長のご見解を伺います。

○議長（芳住革二君） はい、小竹町長。

○町長（小竹國昭君） ご質問というよりも、ご提言が何点か今あったかなと思っております。

ます。巡回して販売する業者の方もおりますし、あるいは生協等がそのような事業に取り組んでいるところがございます、大変利用者も増えているようなお話も伺っております。それともう1点が、コミュニティバスの利用だと思えますけれど、いずれにいたしましても、これらにつきましては、ご提言いただきましたので、前向きに検討を進めてまいりたいと、このように思っている次第でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ありませんか。（なしの声あり）以上で、氏家 議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。

◎日程第4 発議第1号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第4 発議第1号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 武藤 勝罔 議員。

○9番（武藤勝罔君） 発議第1号「新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書」につきましては、地方自治法第99条の規定により、提出するものです。次ページをお開き下さい。本意見書の提案内容を説明させていただきます。政府が創設を決めた給付型奨学金の内容は、住民税非課税世帯で、かつ成績優秀者に限定されたため、対象者が2万人で学生55人に1人という割合であります。国民の所得が低下している中ですが、大学授業料は上がっており、経済的にはますます狭き門になっています。学費や生活費を払えず進学をあきらめざるを得ない、進学しても深夜までのアルバイトで全然勉強ができないようなことがあってはなりません。新たに創設する奨学金の対象規模を拡大するよう求めるため、意見書を提出するものです。意見書提出先は、記載のとおりです。ご審議の上、採択下さいますよう宜しくお願いします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

(13時13分 散会)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員